

介護保険サービス利用者の利用者負担額における軽減制度の誤運用について

社会福祉法人が提供する介護保険サービスについて、低所得で生計が困難な方の利用者負担を軽減する「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」における高額介護サービス費第2段階該当者（＊）の取扱いについて、平成18年4月から、利用者負担額（1割負担分）を軽減対象外として扱うべきところ、本市の誤った運用により、85名（利用事業所：45事業所）に対し、合計1,480万7,525円（平成18年4月から令和8年5月までの給付実績）を誤って軽減していたことが判明しましたので、御報告いたします。

今後につきましては、対象者となる利用者及び社会福祉法人が運営する介護保険サービス事業所（以下、「事業所」という。）に対して、謝罪及び経過説明を行い、対象者には「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（以下、「確認証」という。）の再発行、事業所には軽減がなされていた額に相当する額の支払い等を早急に進めるとともに、軽減を実施した事業所に交付した軽減額の一部を補助する助成金について、消滅時効の範囲内である平成28年度から令和7年度分までの助成金額（合計148万3,000円）の返還を求めてまいります。

また、本事案を踏まえ事務手順の見直しを行い、令和8年12月から全区共通のマニュアルに基づく適正な運用を行うことで、再発防止に努めてまいります。

＊介護保険サービスを利用した際の自己負担額が、所得に応じて定められた月額の上限を超えた場合に、その超過分を高額介護サービス費として支給する制度です。第2段階該当者の月額の上限は、単身世帯で1万5,000円、同一世帯に介護保険サービス利用者がいる場合は、世帯全員が市町村民税非課税であれば、世帯全体で2万4,600円となります。

1 制度の概要（「当該制度の流れ」は別紙のとおり）

社会福祉法人による利用者負担軽減制度において、軽減対象となる方については、利用者負担額、食費及び居住費が軽減対象となり、対象者には毎年8月に確認証を送付しています。ただし、高額介護サービス費第2段階該当者が特定のサービス（介護老人福祉施設等）を利用している場合は、高額介護サービス費による軽減が図られることから、平成17年10月に施行された、国の「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱」において、「高額介護サービス費第2段階該当者の利用者負担額を軽減対象外とできる」とされたことに伴い、本市では、平成18年4月から、当該利用者負担額を「軽減対象外」として運用することとしました。

また、軽減を実施した事業所を運営する社会福祉法人から、本市が翌年度初めに軽減実績の報告を受け、助成金の対象となる場合は、交付申請を受理し、軽減額の一部を本市より交付しています。

※助成金の財源構成：国費50％、県費25％、市費25％

2 経過等

令和8年5月28日（木）

令和8年1月23日（金）に別事案となる高額サービス費の未支給について報道発表を行った際、他の介護給付事務についても、適正に事務処理が行われているか確認することとしており、本年8月から実施する確認証の年次更新を見据えて当該制度の運用状況を一部の区に確認したところ、利用者負担額を「軽減対象」とする誤った運用が認められたため、各区高齢・障害課（以下、「区」という。）に対して運用状況の調査を実施した。

令和8年6月12日（金）

区に対する運用状況調査により、次のとおり判明した。

運用区分	区 名	備 考
利用者負担額を軽減対象外として運用	幸区、宮前区	正しい運用
利用者負担額を軽減対象として運用	川崎区、中原区、高津区、多摩区、麻生区	誤った運用

※調査実施時点。その後、給付実績を基に調査を行った結果、誤った運用が全区に及んでいたことが判明した。

令和8年6月26日（金）

業務システムの開発・保守担当業者（以下、「システム事業者」という。）に対し、平成18年4月から令和8年3月までの給付実績をもとに、利用者負担額の軽減が行われていた対象者数等の一次調査を依頼した。

令和8年7月 8日（水）

システム事業者から一次調査の結果について、報告を受けた。

令和8年7月10日（金）
～8月19日（水）

一次調査の結果を踏まえ、対象者数等について複数職員によるダブルチェックを行い、事業所が軽減した額及び適正な助成額を算出した。

令和8年8月21日（金）	令和8年4月から5月までの給付実績を追加した対象者数等について、システム事業者に二次調査を依頼した。
令和8年9月 8日（火）	システム事業者から二次調査の結果について、報告を受けた。
令和8年9月 9日（水） ～9月18日（金）	二次調査の結果を踏まえ、対象者数等について複数職員によるダブルチェックを行い、事業所が軽減した額及び適正な助成額を算出した。

3 影響

- (1) 事業所が軽減した額（今後、本市から事業所を運営する社会福祉法人にお支払いする金額）

期 間	平成18年4月から令和8年5月までの給付実績
対象者数	85名
事業所数	45事業所（34法人）
誤った軽減額	1,480万7,525円

※対象期間を令和8年11月までとして、再度算出を行います。

- (2) 返還を求める助成金額（国費及び県費含む）

期 間	平成28年度から令和7年度までの給付実績
対象者数	30名
事業所数	6事業所（6法人）
返還を求める 助成金額	148万3,000円

※返還対象期間は消滅時効である10年間。

4 原因

- 高額介護サービス費第2段階該当者の利用者負担額の軽減に係る市の統一的なマニュアルを整備しておらず、対象者の確認証に、利用者負担額の一部が軽減対象外であることについて、確認証への記載等により対象者及び事業所の双方に明示する事務手順となっていなかったこと。
- 平成18年4月以降の取り扱い変更について、区及び事業所に対し、継続的な周知が行われていなかったこと。

5 今後の対応

国家賠償法第1条第1項に基づき、誤って軽減された利用者負担額について、該当する社会福祉法人と示談を締結の上、本市から直接支払うことといたします。

また、利用者及び対象となる45事業所（34法人）に対して、謝罪及び経過説明を行うとともに、利用者に対しては確認証の再発行を行います。

なお、既に交付済の助成額と本来交付すべき助成額との差額が生じる場合は、当該差額について、事業所を運営する社会福祉法人に返還を求めるとともに、国及び県に対して、国費及び県費の相当額について返還をいたします。

さらに、本件の運用については、令和8年12月から全市で適正な運用を開始できるよう是正を図ります。

6 再発防止策

- 区における確認証交付時に、高額介護サービス費第2段階該当者の有無を複数人で確認し、該当者には「軽減対象は居住費・食費のみ」であることを記載した確認証の発行を行います。また、該当者が利用する事業所に対しても、個別に通知を行うことで、利用者負担額の一部が軽減対象外であることについて確実に周知します。
- 区において、確認証発行後に介護保険課と情報共有を行い、毎月対象者要件を確認するとともに、世帯異動等により、対象者要件に変更があった場合には、区で確認証の再発行を行う運用といたします。
- 当該制度に係る事業所からの実績報告時に、軽減対象者だけでなく、高額介護サービス費第2段階該当者についての軽減が適正に行われているか、介護保険課において確認し、適正な運用を徹底します。
- 上記の点について、事務マニュアルに明記し、定期的実施している研修等において、当該運用が風化することのないよう周知徹底を行うとともに、本件以外の介護給付事務についても、マニュアル等に基づく適正な運用が行われているか、引き続き、事務の実施状況を確認いたします。

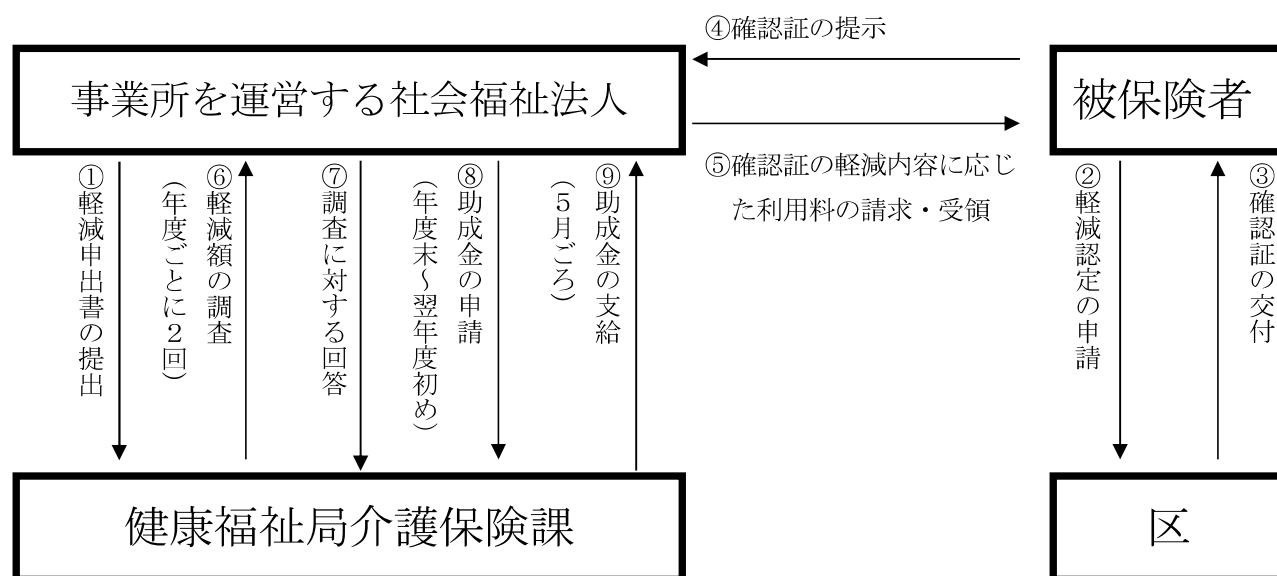
（問合せ先）

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 平野

電話番号 044-200-2641

内 線 32601

社会福祉法人による利用者負担軽減制度の流れ



- ① 社会福祉法人から介護保険課に対して、「社会福祉法人による利用者負担軽減申出書」により事業実施の申出を行います。
- ② 生計が困難なため利用料の支払が困難な被保険者が各区役所の介護保険担当窓口に対して「社会福祉法人利用者負担軽減等確認申請書」により申請を行います。
- ③ 各区役所の介護給付担当は被保険者の所得等の要件を確認の上、本事業の対象となる場合は被保険者に対して「社会福祉法人による利用者負担軽減等対象確認証」（以下「確認証」といいます。）を交付します。
- ④ 被保険者は社会福祉法人が運営するサービス提供事業所を利用する際に確認証を提示します。
- ⑤ 確認証の提示を受けたサービス提供事業所は、確認証に記載された軽減率に応じて利用者負担（1割負担額・食費・居住費等）の軽減を行い、軽減後の利用料を受領します。
- ⑥ 年度ごとに2回、介護保険課が社会福祉法人に対して本事業に係る軽減額の調査を行います。
- ⑦ 社会福祉法人は⑥の調査を受け、調査結果を介護保険課に報告します。
- ⑧ 助成金の対象となる場合、社会福祉法人は年度末～翌年度初めに、介護保険課に対して助成金の申請を行います。
- ⑨ 助成金の申請を受け、介護保険課は金額等を審査の上、社会福祉法人に対して5月中旬～下旬に助成金の支給を行います。